

緊急輸送道路の指定について

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、住宅や建築物が倒壊し道路を塞いだことにより、スムーズな消火・救援・避難活動を妨げ被害が拡大しました。

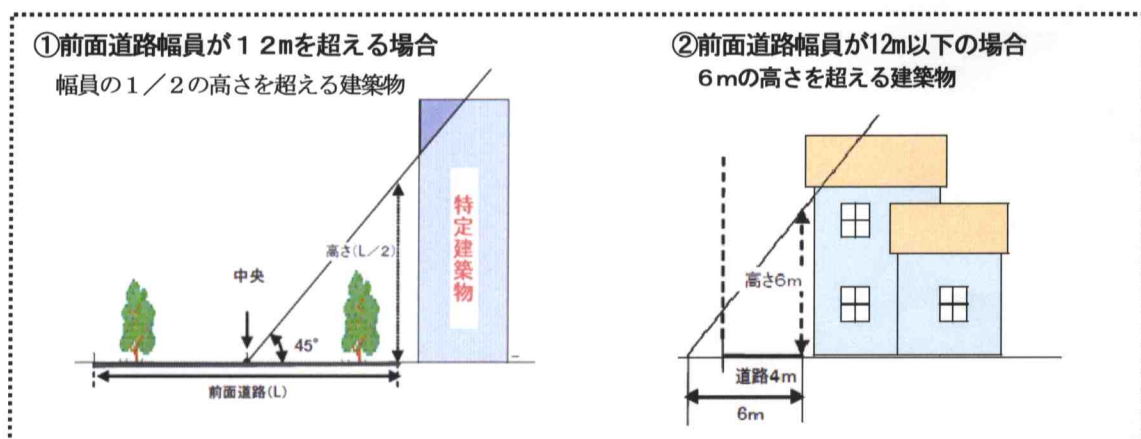
このように、防災上重要な道路の沿線の住宅や建築物が倒壊し道路が塞がれた場合、消火・救援・避難活動に大きな支障をきたし、震災直後の物資輸送や災害復旧・復興活動に大きな障害となるため、大規模地震発生時に、避難・救急等利用される重要な幹線道路については「緊急輸送道路」として指定することができます。

緊急輸送道路として指定された沿線に建っている特定の建築物については、地震発生時に倒壊しないように耐震診断・改修などの施策を推進していきます。

草津町では、平成20年度に「草津町耐震改修促進計画」を策定しました。同計画においては地震発生時に通行を確保すべき道路については、調査検討を進めると定めておりますが、平成23年度中に調査検討を行い、地震発生時に通行を確保すべき町道を指定する予定です。つきましては、町民の皆様にはご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。

「地震発生時に通行を確保すべき道路」の沿道の建築物(法第6条第3号特定建築物)

「地震発生時に通行を確保すべき道路」の沿道において、以下の①又は②に該当する建築物は、特定建築物として取り扱うことになります。



問合わせ先 草津町役場 愛町部土木課 TEL 0279-88-7184
Eメール doboku@town.kusatsu.gunma.jp